上田市老朽危険空家解体事業補助金　手続きの流れ

１週間程度

支払い

補助金交付請求書

の請求 様式第８号

補助金確定通知書

の受取

補助金確定通知書

受理・審査確認

Ｃ補助金等実績報告書の提出 様式第７号

工事費の支払い

所　有　者

施　工　者

上　田　市

Ａ　事前調査申請　様式第１号

判 定 通 知

現地確認・判定

対象外

該当

施工見積り依頼

見積書作成・提示

※家財道具の撤去、運搬及び処分は対象工事になりませんので別途工事として下さい。

補助金交付決定通知書

１週間程度

Ｂ補助金等交付申請書の提出 様式第２号

受理・審査確認

補助金交付決定通知書の受取

解　体　工　事　の　契　約

解体工事

　・工事の写真

・請求書

・領収書

工事完了確認（現地確認）

指定口座へ振り込み

様式第５号は、上田市老朽危険空家解体・利活用事業変更承認申請書

様式第６号は、上田市老朽危険空家解体・利活用事業中止（廃止）承認申請書になります。

お問合せ先

上田市　住宅政策課　空家対策係

TEL:0268-71-6722（直通）

申請書類に必要な添付書類一覧

Ａ　事前調査申請

|  |  |
| --- | --- |
| ① | ○上田市老朽危険空家事前調査申請書　様式第１号 |
| ② | ○位置図（案内図　老朽危険空家の場所がわかるもの） |
| ③ | ○現況写真（敷地全景及び建物２面以上） |
| ④ | ○その他市長が必要と認める書類 |

Ｂ　交付申請時

|  |  |
| --- | --- |
| ① | ○上田市老朽危険空家解体事業補助金交付申請書　様式第２号  　　※空家の所有権を有する者又はその相続人の申請になります。 |
| ② | ○位置図（案内図　老朽危険空家の場所がわかるもの） |
| ③ | ○空家の使用状況報告書　様式第４号 |
| ④ | ○建 物（土地）の 登 記 事 項 証 明 書 （ 未登 記 の 場 合 に あ っ て は、 固 定 資 産 課 税 台 帳 の 写 し 、 固定資産税納税通 知書の写 しその他の 所 有 者 又は 相 続 人 を 確 認 で き る書類） |
| ⑤ | ○補助対象経費に係る解体工事（建設工事）の見積書の写し |
| ⑥ | ○解体工事（建設工事）工程表 |
| ⑦ | ○所得証明書、納税証明書（市内居住者の場合は納税・所得状況調査同意書に代えることができる）※市税の滞納がないこと。 |
| ⑧ | ○補助対象空家（補助対象解体跡地の所有者）の共有者又は全ての相続人の同意書 |
| ⑨ | ○その他市長が必要と認める書類 |

交付申請後、内容を変更する場合

|  |
| --- |
| ○上田市老朽危険空家解体事業変更承認申請書　様式第５号 |

交付申請後、中止する場合

|  |
| --- |
| ○上田市老朽危険空家解体事業中止・廃止承認申請書　様式第６号 |

Ｃ実績報告書

|  |  |
| --- | --- |
| ① | ○上田市老朽危険空家解体事業実績報告書　様式第７号 |
| ② | ○解体工事請負契約書及び領収書の写し ※契約書は交付決定後の日付に注意 |
| ③ | ○工事写真（着手前、工事中及び完了時が確認できるもの） |
| ④ | ○その他市長が必要と認める書類 |

※実績報告書は工事が完了した日から１４日以内又は令和５年２月末日までに提出して下さい。

※現地確認後、補助金確定通知書を通知しますので、上田市老朽危険空家解体事業補助金交付請求書

（様式第８号）を提出してください。

※補助金交付決定前に、契約及び老朽危険空家等の解体に着手した場合は、補助金の交付が受けられません。

※収入金額又は所得金額による制限があります。

※家財道具の撤去、運搬及び処分は対象工事になりません。

※利活用については上田市老朽危険空家解体事業後に相談ください。